

○留置施設に留置している被留置者の実費弁償の手続について(例規通達)

(平成 19 年 5 月 24 日鳥会例規第 3 号 鳥務例規第 11 号)

改正 平成 22 年 11 月 5 日鳥会例規第 9 号 平成 28 年 7 月 14 日鳥会例規第 2 号

平成 31 年 4 月 26 日鳥務例規第 8 号

各所属長

対号 昭和 40 年 12 月 28 日付け鳥会発第 569 号 代用監獄に拘禁または留置している者の実費弁償の手続について(例規)

留置施設に留置している者の実費弁償の手続については、対号例規通達により実施してきたところであるが、この度、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成 17 年法律第 50 号)の施行に伴い、新たに下記のとおり制定し、平成 19 年 6 月 1 日から施行することとしたので、その取扱いに誤りのないようになされたい。

なお、対号例規通達は、平成 19 年 5 月 31 日限り廃止する。

記

1 制定の趣旨

留置施設に留置した被留置者に要する費用については、警察において支弁し、事後、刑事施設の長から実費償還されることとなるので、その手続について定めようとするものである。

2 償還請求手続

(1) 各警察署長は、被留置者費請求明細書(様式第 1 号)により、各月ごとの被留置者の留置に要した費用を取りまとめ、翌月 5 日までに警務部会計課長(以下「会計課長」という。)へ報告するものとする。

(2) 会計課長は、留置施設被留置者費償還請求書(様式第 2 号)により、(1)で取りまとめた各月ごとの費用を、原則翌月 10 日までに刑事施設の長に請求するものとする。

3 刑事施設の長より実費償還される対象者

勾留状により留置施設に勾留されている被告人及び被疑者

4 被留置者費請求明細書の記載要領

(1) 請求日数

留置施設に入場した初日を算入し、留置施設を出場した日は算入しないものとする。

(2) 出場年月日

移送・釈放の区分を付けるものとする。

5 細部事項

この例規通達に定めるもののほか、償還請求の手続に必要な細部事項は、会計課長が別に定める。

様式第 1 号

被留置者費請求明細書

[別紙参照]

様式第2号

留置施設被留置者費償還請求書

[別紙参照]